



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
(総務五二)

〔告 示〕

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一부를改正する告示
(財務・経済産業二)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人日本貿易保険二〇一六年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、公立学校共済組合決算、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金設立関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

五 四 三

省 令

○総務省令第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十四日

総務大臣 高市 早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

第一条 (法別表第一の総務省令で定める事務) [略]

[2] 150 略

151 法別表第一の百七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

[一] 略

二 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[四] 六 略

七 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

[八] 十一 略

[152] 167 略

第二条 (法別表第二の総務省令で定める事務) [略]

[2] 48 略

49 法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

[一] 略

二 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[四] 六 略

七 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

[八] 十一 略

[50] 56 略

第三条 (法別表第三の総務省令で定める事務) [略]

[2] 53 略

54 法別表第三の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

[一] 略

二 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第一条 (法別表第一の総務省令で定める事務) [同上]

[2] 150 同上

151 [同上]

[一] 同上

二 公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[四] 六 同上

七 公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

[八] 十一 同上

[152] 167 同上

第二条 (法別表第二の総務省令で定める事務) [同上]

[2] 48 同上

49 法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

[一] 同上

二 公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[四] 六 同上

七 公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

[八] 十一 同上

[50] 56 同上

第三条 (法別表第三の総務省令で定める事務) [同上]

[2] 53 同上

54 法別表第三の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

[一] 同上

二 公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答

〔四・五 略〕

六 公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

〔八〇十一 略〕

〔55〕63 略

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条 〔略〕

〔2〕47 略

48 法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔四・五 略〕

六 公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

〔八〇十一 略〕

〔49〕55 略

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条 〔略〕

〔2〕54 略

55 法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔四・五 略〕

六 公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答

〔四・五 同上〕

六 公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七 公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

〔八〇十一 同上〕

〔55〕63 同上

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条 〔同上〕

〔2〕47 同上

48 法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 同上〕

二 公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔四・五 同上〕

六 公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七 公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

〔八〇十一 同上〕

〔49〕55 同上

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条 〔同上〕

〔2〕54 同上

55 法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 同上〕

二 公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔四・五 同上〕

六 公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七 公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
 「八〇十一 略」
 「56〃64 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則
 この省令は、平成二十九年七月二十六日から施行する。

告 示

○財務省省告示第二号
 経済産業省省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。
 平成二十九年七月二十四日
 財務大臣 麻生 太郎
 経済産業大臣 世耕 弘成

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるもの（平成二十九年^{財務省}経済産業省省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重線を付した規定はこれを加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---|---|---|
| 一〇八 | [略] | 一〇八 | [略] |
| 九 | <p>9 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）による改正前の農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者</p> | 九 | <p>9 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者</p> |
| 十〃十二 | [略] | 十〃十二 | [略] |
| <p>株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。</p> | | <p>株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。</p> | |

備考 表中の「」の記載は注記である。